

愛媛県美術館警備業務実施基準仕様書

愛媛県美術館の警備業務については、この仕様書に基づいて実施するものとする。

この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、この仕様書に示されない事項であっても委託業務の性質上必要があると認めた業務は、これを実施するものとする。

1 警備対象

- (1) 所在地 松山市堀之内
- (2) 対象者 愛媛県美術館

2 警備目的

甲の所有又は管理にかかる上記警備対象の火災、盗難を防止するとともに、その他の不良行為を排除し、財産の保全を図り、施設の適切な維持管理に寄与することを目的とする。

3 警備方法と警備実施時間

警備員と機械警備の併用とする。

- (1) 警備員の数及び勤務時間（本館（新館）対象）
詳細は別紙1のとおり
- (2) 機械警備
詳細は別紙2のとおり

4 警備内容

中央監視室を警備拠点として次の業務を実施するものとする。

- (1) 施設管理者用監視盤の監視及び措置（火災受信機等）
- (2) 異常事態発生時の措置
- (3) 機械警備用監視盤の措置
- (4) ドアの開閉業務
- (5) 空調機器の操作

(6) その他協議決定した事項

5 警備実施方法

勤務は勤務基準表（別紙1）に基づき実施する。

(1) 施設管理者用監視盤の監視と措置（火災受信機等）

監視盤を監視する。警報を確知したときは職員に連絡するとともに、発報場所へ出動して点検する。

(2) 異常事態発生時の措置

警備員は、警備業務中緊急又は異例の事態が発生したときは、直ちに消防署、警察署、職員に通報するとともに現場措置を行うなど臨機対応を行い、事態の拡大防止を図るものとする。

(3) 機械警備用監視盤の措置

ア 侵入警備を行うに当たっては、開始情報（ON）及び終了情報（OFF）を確認し、開始、終了時刻を記録する。

イ 乙の警備本部が警報の発生を確知したときは、発報場所へ出動して点検する。

(4) 警備本部との連携業務の推進

警備は、乙の警備本部と連絡を密にして効果的に実施する。

(5) その他協議決定した事項

6 警備員の服務心得

警備員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務の実施に当たっては、頭髪、身だしなみを清潔に保ち、他人に不快感を与えないようにすること。

(2) 業務中は、言動に注意し節度ある態度で業務を行い、来訪者の批判を受けることのないよう留意するとともに、甲の職員との良好なる人間関係の保持に努めること。

(3) 業務中は、乙の制服、制帽等を着用すること。

(4) 名札を付け、乙の発行する身分証明書を携帯すること。

(5) 火災報知設備、消防設備等の取扱いについて日頃から熟知の上、適切な措置がとれるよう心掛けること。

7 業務報告

警備員は、毎日警備業務日誌（別紙3）に所要事項を記載して、総務課に提出すること。

8 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、甲から乙に預託し、預託された鍵は厳重に取り扱い、保管する。

9 その他

乙は、警備員名簿（別紙4）に写真を添えて、警備に従事させる前日までに甲に提出するものとする。また、警備員を変更する場合も同様とする。



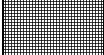


別紙 1

○警備員の数及び勤務時間

開館日及び休館日 1人 18:30~翌18:30

	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7
中央監視室	待機	待機	待機	待機	待機	休憩	待機	待機	待機	待機	待機	待機	休憩	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機	待機

○勤務基準表

	監視業務
	巡回業務
	仮眠
	休憩
	待機 (緊急時対応)

別紙2

機 械 警 備 シ ス テ ム

1 警報装置

警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を中央監視室及び乙の警備本部へ自動的に通報するシステムとし、NTTの専用回線を使用する。

(1) 警報装置と監視項目は次のとおりとする。

ア 主表示装置

- 主表示装置は中央監視室に設置し、警報を表示できるものとする。
- 新館の警備機器は、機器ごとにON、OFFができるものとする。
- 南館の警備機器についても、中央監視室で一括して警備する。

イ 侵入警報機器

移動感知センサー等を使用するものとする。

ウ 中央監視室からの警報を移報する機器を設置するものとする。

エ 機器の設置は、甲乙協議の上、決定する。

オ 機器は、現在と同等以上の機能を有すること

(2) 警備対象に設置された警報装置の機能を維持するため、乙は適宜保守点検を行う。

(3) 警備時間は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| ア 中央監視室からの警報移報 | 24時間 |
| イ 侵入警報 | 18時30分から翌朝8時30分まで
(休館日は24時間) |

2 警備本部(基地局)

警報受信機を常時監視するとともに、警備員、警備車両と連携を密にし、警備対象に異常が発生したことを確知したときは、必要事項を指示するものとする。

3 警備車両

警備本部との連絡を保守し、警備本部の指示に基づき警備対象の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成するものとする。